

[事案 2020-283] 転換契約無効請求

・令和3年7月30日 裁定終了

<事案の概要>

高齢の親が自分に代わって転換したこと等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年9月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成18年12月に終身医療保険に転換し、平成29年1月に減額更新を行ったが、以下の理由により、転換を無効にして、以降の既払込保険料を返還してほしい。それが認められない場合は、減額更新手続を無効として、以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 転換および減額更新時に、募集人は自分に面談・説明を行っておらず、いずれも高齢の親が手続きをした。申込書は自分が記載したものではない。
- (2) 親は内容を十分理解できないまま手続きを行っており、特に減額更新手続時には、認知症が進行していた。
- (3) 転換および減額更新の手続時は、既に経済的に困窮している状況であり、募集人が自分の意向を十分に確認していれば、転換前契約の解約もしくは減額更新の拒絶手続を選択したはずである。
- (4) 契約内容についての説明を要求しているにも関わらず、保険会社は説明を怠り、適切な対処ができなかったため紛争が長期化し損害を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換、減額更新のいずれも申立人本人に対して説明を行い、申込書、特約変更請求書にも本人が自署・記入している。
- (2) 減額更新時には、「保険料を抑えつつ必要な保障は付加しておきたい。」との申立人の意向が示されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換および減額更新時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人に面談・説明を行うことなく各手続を行ったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。